

評価する事項・内容	評価にあたっての確認方法
下記のいずれかに該当していることを評価する。	
<p><b>(1) こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）</b> 本市では、平成 15 年度から「こうべ男女いきいき事業所表彰」を行ってきたところ、令和 4 年度に「こうべ女性活躍推進企業認定」制度へ移行した。令和 4 年度から、兵庫県との共同で、女性活躍や多様な働き方に積極的に取り組む企業等を「こうべ女性活躍推進企業」（ミモザ企業）として認定している。</p>	<p>① 認定証の写し ※神戸市のHPにて公表</p>
<p><b>(2) えるぼし認定・プラチナえるぼし認定</b> 女性活躍推進法では、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、女性が活躍できる職場づくりのための取り組みや数値目標などを含む行動計画を策定したり、自社の女性の活躍に関する状況の情報を公表することなどが事業主に義務付け（現在は常時雇用する労働者 301 人以上）られており、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「えるぼし」認定企業を加点評価している。</p>	<p>①えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表</p>
<p><b>(3) くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定</b> 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「くるみん」認定企業を加点評価している。</p>	<p>①くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表。</p>
<p><b>(4) ユースエール認定</b> 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理状況などが優良な中小企業は、「ユースエール認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。 ※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「ユースエール」認定企業を加点評価している。</p>	<p>①ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表。</p>
<p><b>(5) ひょうご女性の活躍企業表彰</b> 女性の登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む事業所を、兵庫県のひょうご女性の活躍推進会議が表彰している。表彰事業所の取り組みをたたえ、また、広く周知することにより、県内における女性の活躍を一層推進していくことを目指している。被表彰者に加点評価を行う。</p>	<p>①表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表。</p>
<p><b>(6) 仕事と生活のバランス企業表彰</b> 多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進など、「仕事と生活のバランス」の実現推進のために先進的な取り組みを実施している企業・団体等を、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会のひょうご仕事と生活センターが表彰している。被表彰者に加点評価を行う。</p>	<p>①表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表。</p>
<p><b>(7) 一般事業主行動計画の策定</b> 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していることを評価する。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/">https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/</a></p>	<p>一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し</p>